

- 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局「我が国のオープンサイエンス政策について」（令和6年2月）
 - 2025年度（学術論文を主たる成果とする競争的研究費制度を対象として）新規公募分から **学術論文等の即時オープンアクセスの実現と根拠データのリポジトリ登録の方針**が示される。
- 日本学術振興会「科研費における研究データの管理・利活用等について」（令和6年2月）
 - 令和6年度より、原則全種目において **DMP作成を義務化（ただし、提出は不要）**。
 - 新規課題だけではなく、令和6年度に実施される継続課題についても、DMPの作成を求める方針。



- Q1. 令和6年度に実施の課題がDMP作成の対象とのことですが、令和6年度以前に採択された継続課題も対象ですか。
- A1. DMPの作成は、研究者による研究データの適切な管理や効率的な研究進捗の把握を目的としています。そのため、新規課題、継続課題問わず、DMPを活用し、研究データの適切な管理や利活用の促進に努めてください。**なお、対象は令和6年度以降に実施する研究です。（過去に遡って作成する必要はありません）**



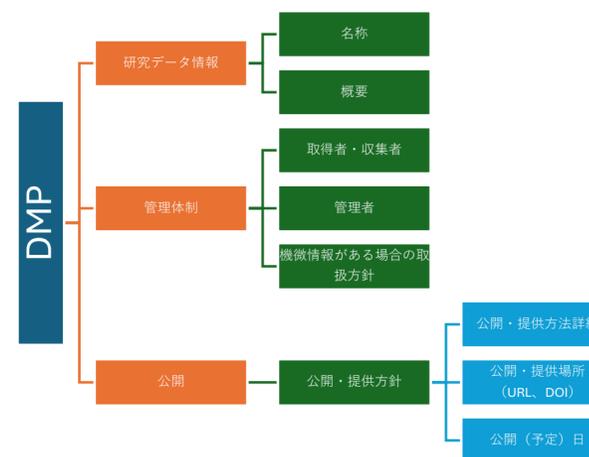
- 令和6年度以前に取得した研究データを令和6年以降の継続課題で利活用しない場合（令和6年の継続課題で利活用する場合は、DMP作成の対象）。

OR

- 令和6年以前に取得した研究データは公開やメタデータ作成の対象外なので、DMP作成は不要。

海外における研究データのマネジメントとオープン化の事例
イギリス Economic and Social Research Council (ESRC)

- イギリスにおける社会科学系研究に対する研究助成機関であるESRCでは、原則、研究助成終了後、**3ヶ月以内に研究データのリポジトリへの登録を義務づけている**（ただし、申請により研究データのエンバゴ(時限付き非公開)期間の設定が可能）。
 - データを登録する場合は、**UK Data Service (ReShere)もしくは信頼できるリポジトリへ登録**することを定めている。
 - 「信頼できるリポジトリ」とは、DOIなどの永続的識別子 (Persistent Identifier: PID) を付与可能なリポジトリ
 - メタデータについては、必ずUK Data Serviceへの登録を義務づけている。→データカタログの作成・管理をUK Data Serviceに集約**
- ESRCでは、助成金申請者に対して**研究データの適切な管理及びデータ公開と再利用のために、DMPの作成と提出を義務づけている**。
 - DMPについても助成要件でレビューが行われる。



日本学術振興会科学研究費助成事業「DMP様式例・記入例」を元に作成



ESRC, ESRC data management plan and policyを元に作成,
<https://ukdataservice.ac.uk/learning-hub/research-data-management/plan-to-share/esrc-data-management-plan-and-policy/>,
2025年3月10日アクセス

- 社会調査を基盤とする研究を含めて、データ駆動型研究においてはデータマネジメントとは、**研究プロセスのマネジメント**。



DMP = 研究計画書・調査計画書
(にデータ公開の要素を加えたもの)

- DMPとは、研究プロセス全般にわたるデータライフサイクルから捉えれば、研究計画書や調査計画書そのもの。
 - 「データ公開・再利用」はデータライフサイクルの中の1つの要素。**
 - 現状は、DMPを「データ公開（の義務化）」の文脈で捉えすぎているのではないか？